

平成29年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
1	<p>【馬宮地区】</p> <p>・水害時の避難先、移動手段について 馬宮地区は荒川に沿っており、低い土地が多いため水害が懸念される。 配布されているハザードマップを確認すると荒川の土手の決壊・越水の際、2～5mの水害の可能性がとの記載があるが、万が一決壊の際は、この地域は2階建てが多いので、避難所に避難するのではなく、2階に避難してはどうか。また、水害の際の避難経路も併せて教えてほしい。</p>	<p>西区内におきましては、荒川に隣接しており200年に1回程度降る大雨（荒川流域の3日間総雨量548mm）を想定している、洪水ハザードマップにおいて、洪水時に指定避難場所（一定期間避難できる）は栄小学校と大宮西小学校の2校のみとなっております。</p> <p>また、命の危険を回避するため一時避難的に利用できる避難場所については、馬宮東小学校、宮前中学校、県立大宮武蔵野高等学校を除く11校校舎の3階以上となっております。</p> <p>馬宮地区においては、馬宮西小学校、馬宮中学校、土屋中学校となっておりますが、住民避難誘導に従事する水防団、消防、警察、避難場所運営委員等の人々が、避難誘導の際逃げ遅れた場合や、逃げ遅れた人の一時避難場所として、利用することを前提としています。</p> <p>そのため、全住民の一時避難場所としてのキャパシティはございません。</p> <p>雨による浸水被害につきましては、避難場所は問題なく利用可能ですが、大規模な水害が想定される場合は、市防災課より防災無線を通じ、避難勧告（越水4時間ほど前）、避難指示（越水2時間ほど前）の周知を行いますので、想定外の大雨が降る可能性がある場合には、大宮区、北区の避難場所に自主避難いただくようお願いいたします。また、自宅の2階への避難というお話もありましたが、避難指示が出た際には、速やかに避難をしていただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>更に、他区の避難場所の受け入れ状況によっては、避難場所を移動する可能性もありますが、その際には市災害対策本部の指示に従っていただきますようご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>【西区役所 区民生活部総務課】</p>
2	<p>【馬宮地区】</p> <p>・水害時の防災用品について 防災倉庫を所持している自治会にゴムボートを配布してくれるか。もしくは、補助金を交付して欲しい。</p>	<p>本市において、河川の氾濫以外の内水被害（道路冠水等の浸水）により道路が通行できなくなる際の対応については、消防、水防団等により家屋から避難する事が想定されますが、自主防災組織に対して50万円を上限として防災品の購入費の3/4を助成しておりますので、ゴムボート等の購入の際にご利用いただく事も可能ですので各自主防災組織でご検討いただき、必要に応じ申請いただきますようお願いいたします。</p> <p>【西区役所 区民生活部総務課】</p>
3	<p>【馬宮地区】</p> <p>・避難情報の連絡手段について 避難情報の入手方法等について伺いたい。 (1)災害時の連絡方法について (2)防災無線の受信機の全戸配布の検討について</p>	<p>(1)さいたま市では、災害時等の市民周知に関しまして、防災無線を利用しておりますが、お住まいの場所等によって防災無線が聞き取りにくいとの声もあり、市防災課といたしまして、6月12日より「さいたま市行政無線メール」を配信することで、聞き取れなかった内容をお持ちの携帯電話で受信できるサービスを開始しますので、ご利用いただけますようお願いいたします。</p> <p>(2)防災無線の受信機の全戸配布につきましては、近隣市の防災無線の周波数が同じため、近隣市の防災無線と干渉してしまう事から、無線の出力を上げる事ができません。</p> <p>そのため、防災無線の受信機を配布しても受信できない世帯が多くでしてしまう事から実施が難しく、「さいたま市行政無線メール」を配信することとなりましたので、ご理解の程をお願いいたします。</p> <p>【西区役所 区民生活部総務課】</p>
4	<p>【内野地区】</p> <p>・横断道路区画が消えていることについて 宮前町1938-3大昭和梱包運輸株の前の横断歩道の白線が消えてしまっているのを修復をお願いしたい。また、曲がり角に生えている植え込みが視界を遮ってしまっているため、伐採あるいは撤去をお願いしたい。左右折車が早いスピードで来るので危険である。すぐにでも対応してもらいたい。</p>	<p>現地を確認いたしましたところ、一部横断歩道が消えていましたので、早速、所管となります大宮西警察署交通課に、その対応についてお願いをいたしました。植え込みにつきましては、西区役所くらし応援室で対応しますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
5	<p>【内野地区】</p> <p>・横断道路区画新設について 東武バス宮前小学校前停留所付近は車の通りが激しく、横断する人も多い。横断歩道を設置して欲しい。3年位前に子どもの事故があったので昨年も要望したが不採用になっている。</p>	<p>昨年も同様のご要望をいただいておりますので、改めて、大宮西警察署交通課に確認したところ、当該箇所は標識を立てる場所がなく、さらに交通量が多く直線で速度がでる場所であること、また、橋からの見通しが悪いことなどから、横断歩道を設置した際の安全性の確保が困難とのことで設置は難しいとのことでしたので、大宮西警察署交通課に再度要望して参ります。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>

平成29年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
6	<p>【内野地区】 ・バイパス側道の下り階段に自転車止めを設置することについて 宮前町1721、1723の所に下り階段あり、その中央に自転車用スロープにて若者が自転車に乗ったまま下りて来て、歩道の通行人と衝突しそうになった。自転車を押してスロープを下りるよう、降り口に止め具を設置する等してほしい。</p>	<p>現場を確認いたしましたところ、南北の両サイドに階段及びその中央に自転車用のスロープが設置されており、そのうちの南側2か所については、下りたところに自転車乗車防止策がありました。このため、北側にも自転車乗車防止策が必要であると思われることから、所管となります国土交通省大宮国道事務所にお問い合わせしたところ、その必要性について検討いただけるとのことでした。 【西区役所くらし応援室】</p>
7	<p>【内野地区】 ・ゴミゼロキャンペーンにおける対象ゴミの変更について 29年度のゴミゼロは町をきれいにしよう大勢の会員が集まりましたが、これまでのゴミゼロキャンペーンにおける対象物と、本年(29年)の対象物の変更は、大きすぎると思っています。そのため対象となるゴミが制限され、収拾量が大きく減少し、本来の“ゴミゼロ”には関わりなく、ただ減少すれば良いという姿勢のように感じられ、町がきれいになるとは感じられないのですが、いかがでしょうか。この事業(行事)の矮小化、もしくは縮小化なのでしょうか？</p>	<p>ごみゼロキャンペーンは、従来より「ごみゼロキャンペーンにおける対象物は、紙くず・たばこの吸い殻・空き缶・空きビン等のポイ捨てごみを中心に収集する」としてしております。 なお、「タイヤ・廃材・家電品等の不法投棄物や植木剪定・除草等によるごみは、本活動の対象外」となっており、不法投棄物の対象外となるゴミを発見した場合には、後日、担当の清掃事務所までご連絡いただくようお願いしてまいりました。 本年度も、不法投棄物等の取扱いに変更はなく、注意事項として太字で強調いたしました。わかりづらい面もあり、大変ご迷惑をおかけいたしました。 今後、このようなことがないように改善を図りながら、まちの環境美化の向上のため、自治会の皆様にお手数をお掛けしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
8	<p>【内野地区】 ・児童の通学路をより安全確保のための改善について (1)宮前町310番地前、高田製菓付近の道路は三方に分かれているが、どの道路が優先なのかわかりにくい。児童がこの付近を通り帰宅することもあるので、横断歩道はすでに1つあるが、もう1つ新設して頂きたい。 (2)内野地区の住宅街内には狭い道路が多い。児童が通学路として使用するため、速度制限(30km)の表示(看板等)を建てていただきたい。</p>	<p>(1)昨年度末に、大宮西警察署、国土交通省大宮国道事務所、さいたま市北部建設事務所道路安全対策課及び西区役所くらし応援室で当該箇所の合同診断を行い、その後、国土交通省大宮国道事務所が、17号バイパス側道のセンターラインの修繕、また、くらし応援室で「学童注意」の路面標示を修繕いたしました。 さらに、今後、新たな路面標示として、横断歩道手前の「ドット線」、停止線の手前に「自転車も止まれ」、止まれの周りに「赤囲み」を施工し、西側のY字路に「T字マーク」と「赤囲み」を施工する予定です。 警察においては、横断歩道と停止線の塗り直し、信号のLED化の検討をすることとなっておりますが、現時点では着手されていないため、改めて依頼をいたしました。また、御提案の路側帯と停止線の変更等につきましても、要望内容をお伝えいたしました。 なお、当面の対応策といたしましては、横断歩道手前で待機している児童が車両から見えるように、正面の反射鏡の角度を調整したいと考えております。 【西区役所くらし応援室】 (2)速度制限30km区域である「ゾーン30」は、生活道路が幹線道路の渋滞を避けるための抜け道として利用されることで、歩行者等の近隣住民の交通事故が増加しているため、概ね25～50haの区域を設定し、その区域内を最高速度30km/hの速度に規制するものです。この事業の主体は警察となりますが、図面等の作成及び表示は、北部建設事務所道路安全対策課となりますので、ご要望の内容を伝えたと、所管の大宮西警察署と協議・検討させていただいたとのことでした。 【西区役所くらし応援室】</p>
9	<p>【内野地区】 ・青葉公園内の手洗い場の設置について 子供たちが、砂場等で遊びが等をして手洗い場所が無い状況です。 子供たちの健康を考えると是非、手洗い場の設備設置を要望します。</p>	<p>平成27年度にご要望いただいた際に現地確認を行い、手洗い場の設置の必要性は確認しておりますが、市内には約900箇所の都市公園等があり、これまでに様々なご要望をいただいております。限られた予算のなかで順次実施しているところです。 青葉公園の対応時期は、現時点で未定ですが、今後とも手洗い場の設置に向け検討してまいります。 【都市局都市計画部都市公園課】</p>

平成29年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
10	<p>【内野地区】</p> <p>・県道大谷本郷浦和線のU字溝の蓋の更新、U字溝の蓋と路面の段差解消について 今年度も老朽化したU字溝の蓋の更新をしていただきました。今回残された、老朽化したU字溝の蓋の更改をお願いします。（旧イトマンスイミング跡地前から並木橋までの区間）</p> <p>・5丁目2175番地の約100m区間の路面と蓋の段差解消をお願いします。（自転車の走行において転倒危険防止のため）</p>	<p>老朽化した蓋の交換につきましては、昨年度に引き続き実施する予定となっており、施工範囲と致しましては、残りの区間（三橋5丁目2036-1番地付近から並木橋まで）を予定しております。</p> <p>また、5丁目2175番地付近の舗装と側溝の段差につきましても、蓋交換工事とあわせて解消できるよう検討してまいります。</p> <p>【北部建設事務所道路維持課】</p>
11	<p>【内野地区】</p> <p>・道路の舗装について (1)5丁目540番地から三橋総合公園の側道との区間と537番地2前から三橋総合公園の側道までの区間。雨が降ると水たまり、ぬかるみが発生しますので、地域の住民からの強い要望により道路の舗装を希望しますので検討願います。</p> <p>(2)4.00m拡幅整備は難しいので、へこみ部分の解消をお願いしたい。砂利等の一時的な対応ではすぐにまた元に戻ってしまうので、何か対策をお願いしたい。</p>	<p>(1)現地を確認しましたところ、当該箇所の現況の敷き砂利の幅が約2.50mなのに対し、市道認定幅員が1.82mであるため、仮に舗装を新設した場合、境界杭を復元または埋石することから、舗装幅は1.70mしか確保出来ず、路肩が損傷してしまいます。</p> <p>道路の幅員が4.00m未満の道路整備につきましては、「暮らしの道路整備事業」により一定区間の4.00m拡幅整備を行い、道路側溝を新設し、水溜りの出来にくい道路として整備できますので、この制度の所管課である北部道路安全対策課に改めてお問い合わせ下さいませよう、よろしく願います。</p> <p>【北部建設事務所道路維持課】</p> <p>(2)当該箇所は私有地であるため、所有者の許可がない限り、へこみ部分の対策を行うことは難しいです。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
12	<p>【内野地区】</p> <p>・個人情報保護法の改正との関連について 平成17年4月1日に左記の法律が施行されて、10年以上経過する中で、良くも悪くも我々の生活及び活動に定着した感があります。最近の報道によりますと、平成29年5月30日に「個人情報保護法の改正」が施行されるとの事ですが、我々ボランティア団体（自治体、民児協、社協等）への影響や行政指導等の変化があれば、簡単に説明を求めます。</p>	<p>平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。</p> <p>改正前は、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者は、個人情報保護法の対象外とされていましたが、改正後は、すべての事業者（中小規模事業者、NPO法人、自治会等の非営利組織）に個人情報保護法が適用されます。</p> <p>これまでも各自治会等において個人情報の取扱いについては十分留意されていると思いますが、改めて個人情報の取得、利用及び保管等について、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが必要になります。</p> <p>個人情報を取扱う際に注意すべき点としては、①「個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて本人に伝える」②「取得した個人情報は目的以外のことには利用しない」③「取得した個人情報は安全に管理する」④「個人情報を提供するときは本人の同意を得る」などがあります。</p> <p>従来から個人情報を適正に取り扱っていただければ、大きな負担とはなりません。個人情報を保護法のルールに沿って取り扱うようお願いいたします。</p> <p>また、今回の改正により、事業者を監督する機関として「個人情報保護委員会」が設立されました。個人情報保護委員会では、個人情報保護法質問ダイヤルを設置し、個人情報保護法に関する質問や疑問点にも対応いたしますので、質問等がございましたらご利用ください。</p> <p>（個人情報保護法質問ダイヤル 03-6457-9849 受付時間平日のみ9:30～17:30）</p> <p>【総務局総務部行政透明推進課】</p>

平成29年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
13	<p>【内野地区】</p> <p>・広報活動のねばり強い継続について</p> <p>(1)自治会への加入に関する広報活動につきましては、当自治会独自の努力の他、行政サイドの応援も得ていますが、種々の広報活動の他、区民課等の窓口で、転入者に対し、自治会加入の一声を掛けて頂くと効果は更に増すと考えます。</p> <p>(2)近所の高齢者・身障者・乳幼児等への生活弱者について、関心をもつよう種々の広報活動の活発化を望みます。個人情報保護やプライバシー保護・価値観の変化等で、ブレーキとなり、周囲への関心が希薄になりすぎている面は否めません。</p> <p>(3)空き家について、法的整備と税法の改正で、随分事態が改善されているが、空き家は次から次へと発生しております。地域の安心・安全のため、見守りは肝要です。空き家についての広報活動の継続を望みます。</p>	<p>(1)転入者に対する自治会への加入策ですが、さいたま市は平成27年12月22日に市自治会連合会及び埼玉県宅地建物取引業協会と自治会加入促進に関する協定を締結し、市内の宅建業協会に加盟する1,000余りの店舗の窓口において、自治会加入リーフレットを配布するなど、転入者が地域にお住まいになる初期段階で自治会に加入してもらえるよう働きかけを行っているところです。</p> <p>また、西区区民課においては、転入届を提出する新たな区民に対し、様々な資料を配布しておりますが、その資料を入れる封筒に自治会加入を呼びかける文章を印刷したものを平成24年度から使用し、転入者に対して自治会への加入啓発を行っているところです。</p> <p>また、「自治会に加入しましょう」というのほりを新たに作成いたしましたので、お祭り等イベントで活用していきたいと思っております。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課／西区役所区民生活部コミュニティ課】</p> <p>(2)の「地域で見守りが必要な方々について関心を持ってもらうような様々な広報活動の活発化」についてお答えいたします。</p> <p>自治会活動や民生委員活動など地域に根差した活動をしていただく際に、個人情報保護やプライバシー保護、価値観の相違により「見守り活動」等がしづらいというお話はよく耳にいたします。</p> <p>向こう三軒両隣や、近隣数軒が一つの単位となって互助・自警・配給などをしていた隣組が存在していた昔と違って、現在は、個人情報保護やプライバシー保護など、権利主張が当たり前の時代となり、近所付き合いも希薄化された感も否めません。</p> <p>「地域で見守りが必要な方々」に、温かい手を差し伸べたり、支援する、応援する、思いやりの精神を持つなど、支援する側がどのように接せるのかは、学校教育や家庭教育を通して地域住民全体が福祉マインドを持てるような環境を作ることが大切だと思います。</p> <p>それと合わせまして、高齢者の健康づくりや健康寿命を延ばすことを目的に昨年からは実施し始めた、「西区健幸フェスティバル」また、子育て支援関係団体と協同で実施する「子育て支援フェア」においても地域で見守りが必要な方々の支援に繋がるようなパンフレット・ちらしの配布などこのような方々の存在も知っていただけるような工夫をまいります。</p> <p>【西区役所健康福祉部】</p> <p>(3)市ではこれまで、空き家対策のPRを毎年市報の6月号に、空き家の所有者や管理者に向けた記事を掲載し、空き家の適正管理に関する啓発を行ってまいりました。</p> <p>市のホームページでは、空家特措法や本市条例に関する制度のほか、シルバー人材センターが実施している空き家管理業務や、相続した空き家を相続人が譲渡した際に、譲渡所得の控除を受けられる税の特例制度の案内等を掲載し、所有者等が空き家の管理や処分等を行う際に役立つ情報の提供にも努めております。</p> <p>空き家が放置され、管理不全な状態になることを防止するためには、空き家の所有者等に、管理者としての責務を認識していただき、自ら管理・処分等をしていただくことが重要ですので、引き続き、このような広報・啓発を継続してまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境創造政策課】</p>
14	<p>【内野地区】</p> <p>・西部文化センターの時計設置について</p> <p>市の施設で多目的ホール等はどこも時計が設置してありますが西部文化センターの大ホールにはありません。不便ですので、設置してください。</p>	<p>西部文化センター多目的ホールへの時計設置につきましては、今年度実施いたします中規模修繕でデジタル式の時計を設置する予定です。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
15	<p>【内野地区】</p> <p>・防災塔について</p> <p>宮前団地近辺は西消防署で最大の音量にしているにも関わらず防災放送が聞こえない。高齢の人などは特に聞こえないのではないかと思う。防災塔を建てていただきたい。</p>	<p>防災塔の設置は難しいですが、防災課に場所を伝え、調査するよう要請します。</p> <p>今年の6月12日から防災無線メールを配信するサービスを開始しました。防災無線が流れた際、内容をメールするサービスで、放送では風向き等で聞こえなかつたりするので、是非利用して頂きたいと思っております。</p> <p>【西区役所区民生活部総務課】</p>